

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成28年9月
北 上 市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 北上市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 農業・農村の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 農業経営基盤強化の促進に関する方針・・・・・・・・・・ 5

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標・・・・・・・・ 8
- 2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標・・・・ 9

第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・ 10

第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項・・・・ 20
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・ 20
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行
う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す
る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・ 25

第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項・・・・・・・・ 27
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の
基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項・・・・ 28

第 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

別紙 1 (第 2 の 1 (1) 関係)	3 4
別紙 2 (第 2 の 1 (2) 関係)	3 9
別紙 3 (第 2 の 1 (3) 関係)	4 0
別紙 4 (第 2 の 1 (4) 関係)	4 1
別紙 5 (第 4 の 1 (1) カ 関係)	4 3
別紙 6 (第 4 の 1 (2) 関係)	4 4

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 北上市の概要

北上市は岩手県のほぼ中央、北上盆地の中ほどに位置し、総面積は約43,755haである。地勢は、東部の丘陵地帯、西部の山岳地帯及び中央の平野部からなっており、平野部では東部を南に流れる北上川と中央部を横断して東に流れる和賀川が合流し、肥よくて広大な田園地帯を形成している。

北上市農業は、この恵まれた自然条件を活かし、水稻を基幹として野菜、畜産、果樹等を組み合わせた複合経営を主体に農業生産を展開してきた。特に水稻は、経営耕地面積の90%以上、農業産出額で約60%を占めており、近年では特別栽培・有機栽培の取組により、食味でも全国上位にランクされるなど、北上市農業の中心となっている。また、特産品である二子さといもの生産が伝統的に行われてきたほか、近年ではアスパラガス、小菊及び菌床しいたけなどの園芸作物の導入や、「きたかみ牛」ブランドで知られる畜産が積極的に行われている。

北上市の農業構造については、昭和30年代以降工業団地の造成を契機として兼業化が進み、恒常的就労による安定的兼業農家の割合が高くなっているが、近年一層の兼業化の進展によって基幹的農業従事者が大幅に減少するとともに、高齢化も進んできており、担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強いものの、特に兼業農家の労働力の高齢化に伴い、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が行われるようになり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進みつつある。

また、大豆や麦の共同生産、共同出荷に取り組む生産組合や集落営農組織が各地域で組織化され、農地集積等における土地利用調整の役割を担ってきたところだが、水稻部門を含めた地域農業の維持発展のため集落営農組織が法人化することで地域の農地を借り受け、経営基盤強化を図りながら担い手を確保していく取組みが求められる。

一方、中山間地域においては、基幹的農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）に集積されない農地について、一部耕作放棄地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 農業・農村の基本方針

こうした状況に対処するため、北上市では、北上市総合計画（平成23年3月策定）を基本としたきたかみ農業ビジョン（平成25年3月策定）を策定し、「高い技術力と経営力をもとに、産業間連携で収益力を向上させ、成長産業として発展し続ける「きたかみ農業」の実現を目指すこととしている。

また、市内各地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した地域農業マスタープランを作成し、その目標実現に向けた取組を展開している。

今後は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）の活用等により中心経営体の育成を進めるとともに、きたかみ農業ビジョンで掲げた施策を推進することにより、これら経営体の収益力向上を促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

(1) 優れた経営体の育成と確保

優れた農業経営体の育成と確保は喫緊の課題であることから、既存農家の後継者確保とともに、関係機関及び団体の連携により新規就農しやすい環境及び起業支援体制を整備し、新規就農を推進する。

また、既存の農業者に対しては、規模拡大や複合経営などの農業経営の高度化を促すとともに、地域の実情に応じて集落営農や法人化への移行を促進するなど、中核的農業者の経営基盤の強化につながる取組を推進する。

(2) 収益力の向上

農業が一つの産業、一つの職業として魅力を持ち続けるためには、収益力を向上し、十分な所得が確保される必要があるため、農業者と加工・流通業者等をコーディネートする北上市農業支援センターにより、6次産業化・農商工連携の取組みのつながりを広げ、農畜産物の付加価値の向上を図る。

また、二子さといもの品質維持向上と地理的表示保護制度の活用や、きたかみ牛における消費拡大に向けたPR強化など、農畜産物のブランド力向上を図る。

園芸作物においては、二子さといも、アスパラガス及び小菊等の重点作目の栽培拡大並びに栽培技術の継承の仕組みを作り、園芸産地力の強化を図る。

土地利用型農業においては、農地利用集積円滑化団体の機能強化、小規模基盤整備による作付け不利地の解消、転作田における業務用野菜等の高収益作物の栽培促進により規模拡大を推進する。

(3) 地域特性を活かした農業・農村の振興

農業・農村は、食糧生産のほか、景観や文化の継承、水源涵養などの多面的機能を有していることから、農村集落の維持発展につながるよう、産直施設等を拠点とした起業の推進、学校給食における地産地消の推進及び北上市機械化農業公社の機能強化により地域特性を活かした農業・農村の振興を推進する。

なお、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画を推進し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

3 農業経営基盤強化の促進に関する方針

- (1) 北上市は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（10年後）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的な経営の指標は、北上市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、主業型農業者が、農業経営において、地域における他産業従事者並の年間総労働時間で、地域のおける他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するものとし、これらの経営が北上市農業生産の大部分を占める農業構造を確立していくことを目指す。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の育成・確保を図るものとする。

- (2) 地域農業生産の中核となる中心経営体については、農業生産の基盤である農用地の保全や農業生産の安定性及び継続性を確保し、地域農業の一層の展開を図るため、その主体となる主業型農家、農業生産組織・法人、農業公社などの多様な担い手を育成する。農業労働力の減少、高齢化の進行、農家の経営志向の分化が進む中で地域農業の維持・発展を図るために家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請により、女性農業者の経営参画を促進するとともに、農業技術や経営管理等に対する支援を行う。また、主業型農家を中心に複業型農家や自給型農家も参加し、地域において農業資源を高度に利活用する「集落地域ぐるみ農業」を展開するとともに、これを支援するため、農地、労働力、農業施設・機械などの効率的な利用調整機能を担う調整機関の整備を進める。

特に、法第12条の「農業経営改善計画の認定制度」、法第14条の4の「青年等就農計画の認定制度」については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会及び農地中間管理機構の支援による農用地利用のこれら認定

農業者及び認定新規就農者への集積を図るのはもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施することとし、北上市が主体となり、農業協同組合、農業改良普及センター等、関係機関及び団体が十分なる相互の連携を図っていくものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関及び団体や地域の生産組織等が連携した重点的な支援を実施する。

(4) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全市的に展開して集団化、連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び特例事業、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手が不足する地域においては、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）及び当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）制度の普及・啓発に努め、集落を単位とし

た集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、花巻農業協同組合による機械銀行との連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センター等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種や栽培管理技術の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

- (5) 法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、農業生産組織を農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として位置づけ、オペレーターの育成、受委託の促進等を図るなかで、熟度の高い経営体を対象として法人化を推進する。
- (6) 北上市では、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などで構成する北上市農業再生協議会が中心となって集落営農等の重点的指導を行うほか、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは生産組織等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協基幹支店単位の研修会等を関係機関及び団体と連携し実施していく。
- (7) 北上市は、地域農業マスタープランで位置づけられた「今後の地域農業のあり方」を達成するため農地の集積や認定農業者をはじめとした中心経営体への支援を実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の営農類型の指標は次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体

ア 各営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が550万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は400万円程度）を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,100時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とした。

イ 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別紙1のとおりである。

(2) リーディング経営体

ア (1)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね1,000万円以上）へ育成する。

イ 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別紙2のとおりである。

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

イ 主たる従事者が1で掲げる他産業並みの労働時間（年間2,100時間）で、地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得400万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

ウ 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別紙3のとおりである。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営とする。

イ 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別紙4のとおりである。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none">・ 経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践・ 経営改善指標による自己チェック・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離・ 研修等による経営管理能力の向上・ パソコン等の導入による経営管理・ 経営体質の強化のための自己資本の充実・ 経営内の役割の明確化・ 生産工程管理（GAP）の実施・ 必要に応じ、法人形態への移行・ 青色申告の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	目標年次	摘 要
おおむね 80 %	平成37年度	個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、北上市農業再生協議会を活用し、関係機関及び団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、関係機関及び団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を

把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととし、地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 都市的地域及び平地農業地域である、黒沢尻、立花、飯豊、二子、相去、鬼柳、江釣子、藤根地区では、稲、麦、大豆の作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、北上市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携し、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業、農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

- (2) 中山間農業地域である更木、黒岩、口内、稲瀬、横川目、煤孫、岩崎地区では、稲、麦、大豆の作付けが中心であるが、葉菜・果菜類などの園芸作目や肉用牛などの畜産も盛んであり、複合経営を行う認定農業者や集落営農組織等に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、北上市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携し、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業、農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

北上市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、北上市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

北上市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農作業受委託の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、北上市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積を図るよう努めるものとする。

- ・ 平坦地域においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等を推進し、集落の合意形成によって担い手農業者が連坦化した条件で効率的な生産が行えるように努める。
- ・ 緩傾斜地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発に行わせる。このことにより、担い手不足が原因で多発している耕作放棄地の解消に努める。更に、北上市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、aからdまでに掲げる要件のほかに、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合、当該者がアの(ア)のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件）の全てを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を

- 行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他政令第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げる全てを備えるものとする。
- （ア） その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- （ウ） その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず、利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙5のとおりとする。
- キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認めら

れる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙6のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 北上市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。

イ 北上市は、アの開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

（ア） 当該開発事業の実施が確実であること。

（イ） 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ） 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 北上市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 北上市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。

ウ この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利

用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、北上市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 北上市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ 北上市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

オ イからエに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 北上市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 北上市は、(5)のイからエまでの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、北上市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 北上市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定める

場合には、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、（1）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（1）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（1）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

（ア） その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

（イ） その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について北上市長に報告しなければならない旨

（ウ） その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止する

ための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者
- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

北上市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

北上市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

北上市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

北上市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

北上市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 北上市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 北上市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 北上市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

エ 北上市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地

の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業及び特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は公益社団法人岩手県農業公社（以下「岩手県農業公社」という。）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 北上市は、農用地の面的な利用集積を促進するため、市全域又は一部を区域として行う農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図る。
- (2) 北上市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

北上市は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施の促進を図る。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地利用の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式4号の認定申請書を北上市に提出して、農用地利用規程について北上市の認定を受けることができる。

イ 北上市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 北上市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規

程を市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 北上市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体という。」）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農

用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 北上市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 北上市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（岩手県農業公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、北上市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの関係機関及び団体が一体となって総合的・重点的な支援、協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

北上市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用効率化等を図るための農作業受託促進の必要性の普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

北上市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成を推進する。このため、関係機関及び団体と連携を図り、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業については、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技能の効果的な習得を支援する。

さらに、青年就農給付金を活用した研修期間から就農直後までの所得確保や青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や定着を支援する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

北上市は、1～5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 北上市は、農業農村整備事業管理計画によるかんがい排水事業等による農業生産基盤整備を進めるとともに、産地直売施設、野菜・果樹選果施設、生産管理用機械設備等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を進める。

イ 北上市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成に資するように努める。

ウ 北上市は、地域農業マスタープランの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の育成に資するように努める。

エ 北上市は、農村環境整備関連事業の推進を図るとともに、管理型浄化槽等の設置を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 北上市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

北上市は、北上市農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。当協議会においては、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関及び団体ごとの活動計画を樹立する。

このような長期活動計画と併せ、地域農業のあるべき姿や中心経営体等を明確化した地域農業マスタープランの実現に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県や県段階の協議会等と協力しながら、認定農業者の経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導者研修等を実施する。

さらに、北上地方農林業振興協議会が策定した北上地方新規就農者確保・育成アクションプランの実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

また、岩手県青年農業者等育成センターに位置付けられた岩手県農業公社を、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保から定着までの総合支援窓口として、一連の支援対策を関係機関及び団体との連携のもとに実施する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力することとし、北上市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

北上市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、地域農業、取り分け担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 北上市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 北上市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、北上市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農振法第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、北上市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- (ア) 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- (イ) (ア)の委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- (ウ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- (ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- (イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- (ウ) 農用地等の管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

エ 事業実施地域に関する事項

オ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、一般社団法人岩手県農業会議（以下「岩手県農業会議」という。）、農業委員会等の関係機関及び団体との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

ア 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10の規定に基づき、北上市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、北上市から承認を得るものとする。

イ 北上市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、アの承認をするものとする。

- (ア) 基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生じるものでないこと。
 - (ウ) 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - (エ) 認定新規就農者が認定に係る青年等就農計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - (オ) 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - a 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - b 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - c 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - d a から c に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - e 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岩手県農業会議、農業委員会等の関係機関及び団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - f 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまで掲げるものであること。
 - g 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ウ 北上市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程についてアの承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- エ 北上市は、アの承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用

集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
オ アからエまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

カ ウ及びエの規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

ア 北上市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

イ 北上市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

ウ 北上市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは(2)のアの規定による承認を取り消すことができる。

(ア) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

(イ) 農地利用集積円滑化団体がアの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(ウ) 農地利用集積円滑化団体がイの規定による命令に違反したとき。

エ 北上市は、ウの規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を市の掲示板への掲示により公告する。

(4) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地中間管理機構が持つ農用地等の利用条件の改善等の機能を活用するなど、農地中間管理事業及び特例事業と相互に補完することにより、農用地等の所有者及び貸付等の相手方双方の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積が促進されるよう連携する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することができる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

ア 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

イ 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

ウ イの委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(ア) 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

(イ) 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

(ウ) 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

エ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

オ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

ア 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

イ 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等

の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

ア 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

イ 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

ウ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成25年4月22日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年10月31日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成28年9月30日から施行する。

別紙 1 (第 2 の 1 (1)関係)

[個別経営体]

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦	〈作付面積〉 水稻 14.0 ha 小麦 8.0 ha 〈経営面積〉 22.0 ha (うち借地 10.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
2	水稻 (作業受託含) + 小麦	〈作付面積等〉 水稻 3.0 ha 作業受託 14.0 ha (水稻基幹 3 作業) 小麦 8.0 ha 〈経営面積〉 11.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
3	水稻 + 飼料用米	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 飼料用米 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入
4	水稻 + W C S 用稲	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha W C S 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・W C S は直播栽培導入、収穫期以降は作業委託

No	営農類型	経営規模	生産方式
5	水稲 ＋ 野菜 ＋ 菌茸	〈作付面積〉 水稲 6.0 ha アスパラガス 1.0 ha 菌床しいたけ 12,000 玉 〈経営面積〉 7.0 ha (うち借地 2.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フロントローダ 1台 ウレタン吹付ハウス 272 m ² 予冷库 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・補助事業による機械整備
6	水稲 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha 里芋 1.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 里芋掘取機 1台 移植機 1台 掻取機 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
7	水稲 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稲 5.0 ha ねぎ 2.5 ha アスパラガス 1.0 ha 〈経営面積〉 8.5 ha (うち借地 3.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 野菜移植機 1台 動力噴霧器 1 m ² ねぎ収穫機 1台 選別機 1台 皮むき機 1台 フロントローダ 1台 他 〈その他〉 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
8	水稲 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 他 〈その他〉 ・機械化による灌水、施肥の省力化 ・補助事業による機械整備

No	営農類型	経営規模	生産方式
9	水稲 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha きゅうり 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 マルチスプレーヤ 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・作期の拡大
10	水稲 ＋ 花き	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha 小ぎく 1.2 ha 〈経営面積〉 8.2 ha (うち借地 3.2 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧機 1台 花き用乾燥機 1台 フラワーバインダー 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・予約相対取引に対応できる長期安定出荷 ・優良品種及び開花調整技術の導入
11	水稲 ＋ 果樹	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha りんご 1.4 ha 〈経営面積〉 8.4 ha (うち借地 3.4 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 他 〈その他〉 ・りんごは、早生、中生、晩生の組み合わせ ・改植による樹の更新 ・スピードスプレーヤ等農業機械は共同所有、共同利用 ・補助事業による機械整備
12	水稲 ＋ 菌茸	〈作付面積〉 水稲 5.0 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 5.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フィルム包装機 1台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用

No	営農類型	経営規模	生産方式
13	野菜 + 菌茸	〈作付面積〉 アスパラガス 1.5 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 1.5 ha (うち借地 1.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機 1台 フロントローダ 1台 フィルム包装機 1台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用
14	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.6 ha 〈経営面積〉 0.6 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 6,000 m ² トラクター(20ps) 1台 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入
15	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.9 ha 〈経営面積〉 0.9 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 3,000 m ² トラクター(30ps) 1台 他 〈その他〉 ・露地普通、半促成+抑制の組合せ ・収穫期を中心に雇用を導入
16	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.7 ha 〈経営面積〉 0.7 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 7,000 m ² トラクター(20ps) 1台 他 〈その他〉 ・雨除けハウス栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
17	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.8 ha トルコギキョウ 0.1 ha 〈経営面積〉 0.9 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,000 m ² トラクター(20ps) 1台 他 〈その他〉 ・りんどうについては半促成、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
18	花き専作	〈作付面積〉 小ぎく 2.5 ha 〈経営面積〉 2.5 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧機 1台 他 〈その他〉 ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組み合わせ ・共同選別の実施
19	果樹	〈作付面積〉 りんご 2.0 ha 〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 他 〈その他〉 ・早生、中生、晩生の組み合わせ ・共同選別の実施

No	営農類型	経営規模	生産方式
20	工芸作物専作	〈作付面積〉 葉たばこ 2.1 ha 〈経営面積〉 2.1 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 他 〈その他〉 ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備
21	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 50頭 飼料作物 3.1 ha 牧草 18.7 ha 〈経営面積〉 21.8 ha	〈資本装備〉 畜舎 800 m ² トラクター(50ps、85ps) 2台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業
22	肉用牛(一貫)	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) 32頭 黒毛和種(肥育) 73頭 牧草 2.8 ha 水稲 5.2 ha 〈経営面積〉 8.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 700 m ² トラクター(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
23	肉用牛(繁殖) + 水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種 48頭 飼料作物 4.3 ha 牧草 6.1 ha 水稲 4.0 ha 〈経営面積〉 14.4 ha	〈資本装備〉 畜舎 540 m ² トラクター(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
24	肉用牛(肥育) + 水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種 120頭 牧草 6.0 ha 水稲 5.2 ha 〈経営面積〉 11.2 ha	〈資本装備〉 畜舎 600 m ² トラクター(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
25	養豚専作	〈飼育頭数〉 繁殖雌豚 90頭	〈資本装備〉 種豚舎 351 m ² 子豚舎 194 m ² 肥育舎 640 m ² 分娩舎 204 m ² 他 〈その他〉 ・繁殖・肥育の一貫経営
26	肉用鶏専作	〈飼育羽数〉 肉用鶏 3,000羽	〈資本装備〉 鶏舎 2,310 m ² 他 〈その他〉 ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷

別紙2 (第2の1(2)関係)
 [リーディング経営体]

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦	〈作付面積〉 水稻 25.0 ha 小麦 10.0 ha 〈経営面積〉 35.0 ha (うち借地 14.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入
2	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 1.2 ha 〈経営面積〉 1.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター(20ps) 1台 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.5 ha 〈経営面積〉 0.5 ha	〈資本装備〉 高規格ハウス 5,000 m ² 複合環境制御装置 1台 他 〈その他〉 ・周年出荷 ・長期的な雇用
4	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 90頭 飼料作物 5.0 ha 牧草 30.0 ha 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 960 m ² トラクター(50ps、80ps) 2台 他 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクパーラー方式の導入
5	酪農専作(飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 80頭 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 960 m ² 他 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクパーラー方式の導入

別紙3 (第2の1(3)関係)
〔集落型の農業法人〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 小麦 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入
2	水稻 + 大豆 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 大豆 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台 他 〈その他〉 (No1に同じ)
3	水稻 + 小麦 + 大豆 + そば 主たる従事者4人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 1,008万円	〈作付面積〉 水稻 60.0 ha 小麦 15.0 ha 大豆 15.0 ha そば 7.0 ha 〈経営面積〉 97.0ha 97.0 ha (うち借地 90.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 4台 田植機(6条、直播オプション一式) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台 他 〈その他〉 ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期を ずらすことで収穫以降の機械を共有 ・そばは小麦、大豆の裏作 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入
4	水稻 + りんどう 主たる従事者2人 (参考) 構成員の賃金・地 代収入合計額 1,083万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha りんどう 2.0 ha 〈経営面積〉 28.0 ha (うち借地 28.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台 動力噴霧機 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化

別紙4 (第2の1(4)関係)
〔新たに農業経営を営もうとする青年等〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.15 ha 〈経営面積〉 0.15 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・半促成+抑制栽培 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均
2	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 マルチスプレーヤ(クローラ自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・露地栽培 ・トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均
4	野菜専作	〈作付面積〉 ミニトマト 0.15 ha 〈経営面積〉 0.15 ha	〈資本装備〉 軽トラック 1台 動力噴霧機(可搬式6ps) 1台 ミニトマト選果機 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均

No	営農類型	経営規模	生産方式
5	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.25 ha 〈経営面積〉 0.25 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均
6	野菜専作	〈作付面積〉 ほうれんそう 0.4 ha 〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 真空播種機(バッテリー式) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 ほうれんそう調製機(中古) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付、中古) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均
7	菌茸専作	〈作付面積等〉 生しいたけ 24,000 玉	〈資本装備〉 ウレタン吹き付けハウス 554 m ² 他 〈その他〉 ・菌床栽培
8	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.4 ha 〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 刈払機(肩掛式) 1台 動力噴霧機(背負式) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーバインダー(切断→下葉取り→結束) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・単収は、県目標

* 労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定

別紙5（第4の1（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）
 - ・・・それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 6 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる機能その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て 3 年とすることが相当でない認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の農地について算定される借賃の額を基礎と市、当該採草放牧地の採算力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定等又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営委託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行うも者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p>